

江南市赤ちゃんの駅登録実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、乳幼児及び保護者が外出中に、おむつ替え又は授乳をするため気軽に立ち寄ることができる施設を、江南市赤ちゃんの駅（以下「赤ちゃんの駅」という。）として登録するとともに、これを広く市民に周知することにより、乳幼児及び保護者が安心して外出できる環境づくりを推進することを目的とする。

(利用対象者)

第2条 赤ちゃんの駅を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、原則として、おむつ替え又は授乳を必要とする乳幼児及びその保護者とする。

(登録対象施設)

第3条 赤ちゃんの駅として登録できる施設は、市内の公共施設又は民間施設（以下「施設」という。）であって、次の各号のすべてに該当する施設とする。

(1) ア又はイのいずれかに該当する施設

ア 多目的トイレなど、おむつ替えができる設備又はベビーベッド、ベビーシートその他おむつ替えに適した設備が施設内にある施設

イ 個室やパーティションなどで仕切られた、授乳している姿が他の人から見えない区画が施設内にある施設

(2) 利用者に対して前号の区画又は設備を無料で提供できる施設

(3) 衛生的、かつ、利用者が安心して利用できる施設

(4) 次のいずれにも該当しない施設

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団の関連する施設

イ 法令等に違反し、又はそのおそれがある施設

ウ 公序良俗に反し、又はそのおそれがある施設

エ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする施設

オ その他、江南市赤ちゃんの駅の登録施設にふさわしくないと市長が認める施設

(登録手続)

第4条 赤ちゃんの駅として登録を希望する施設の管理者（以下「申請者」という。）は、江南市赤ちゃんの駅登録申請書（様式第1号）により、市長に申請するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、前条に該当する施設と認めるときは、江南市赤ちゃんの駅登録台帳（様式第2号）に登録するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により登録したときは、江南市赤ちゃんの駅登録通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、市が設置又は管理する施設について前条の規定に該当する場合は、前3項の規定にかかわらず、赤ちゃんの駅として登録するものとする。

（登録事項の変更及び廃止）

第5条 前条の規定により登録された施設（以下「登録施設」という。）の管理者は、登録された内容の変更又は登録を廃止しようとするときは、江南市赤ちゃんの駅登録変更・廃止届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。ただし、市が設置又は管理する施設については、この限りでない。

- 2 市長は、登録施設が前条の規定に該当しないことが明らかになったとき又は登録施設として適当でないとき認めるときは、登録を取り消すことができる。

（利用者の遵守事項）

第6条 利用者は、自らの責任において登録施設を利用するものとし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）登録施設又はその設備を破損又は汚損しないこと。
- （2）授乳又はおむつ替え以外の目的に使用しないこと。
- （3）紙おむつ又はごみ等は持ち帰ること。
- （4）登録施設の指示に従って利用すること。

（施設の管理及び利用の制限等）

第7条 登録施設の管理者（以下「管理者」という。）は、赤ちゃんの駅を自らの責任において管理するものとする。

- 2 管理者は、市が交付する赤ちゃんの駅を示すステッカーを施設の出入口その他利用者の確認しやすい場所に掲示し、適正に管理しなければならない。
- 3 管理者は、利用者が気軽に利用できるよう、案内体制の整備などに努めるものとする。
- 4 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者に対し赤ちゃんの駅の利用を制限し、又は拒むことができる。

- （1）安全性の確保や適正な衛生管理を行う上で、重大な支障があると認められるとき。

(2) 利用者が管理者の指示に従わなかったとき。

(3) 前条に掲げる事項を遵守しなかったとき。

(4) その他施設管理上の支障があるとき。

(報告及び調査)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、赤ちゃんの駅の状況について管理者に対して報告を求め、又は実地調査をすることができる。

(公表)

第9条 市長は、登録施設の名称、所在地、利用内容等をホームページその他適当と認める方法により公表するものとする。

2 管理者は、当該登録施設の商品及び広告に登録施設である旨を表示することができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

江南市赤ちゃんの駅登録申請書

年 月 日

江南市長

申請者 住所
施設名
代表者名

印

次の施設を赤ちゃんの駅として登録を申請します。

フリガナ	
施設名称	
所在地	〒
連絡先	TEL FAX 担当者氏名
利用可能日及び 利用可能時間	利用可能日 月・火・水・木・金・土・日 利用可能時間 時 分 ～ 時 分
ホームページ アドレス	http://
登録内容	<input type="checkbox"/> おむつ替えの設備 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 授乳の区画・設備
備考	

※店舗等の平面図・位置図等、提供場所がわかる物があれば添付してください。

様式第 2 号 (第 4 条関係)

No.	施設名	所在地	連絡先		利用可能日	登録内容
			電話	F A X	利用可能時間	
1			電話			<input type="checkbox"/> おむつ替えの設備 <input type="checkbox"/> 授乳の区画・設備 <input type="checkbox"/> その他 ()
			F A X			
2			電話			<input type="checkbox"/> おむつ替えの設備 <input type="checkbox"/> 授乳の区画・設備 <input type="checkbox"/> その他 ()
			F A X			
3			電話			<input type="checkbox"/> おむつ替えの設備 <input type="checkbox"/> 授乳の区画・設備 <input type="checkbox"/> その他 ()
			F A X			
4			電話			<input type="checkbox"/> おむつ替えの設備 <input type="checkbox"/> 授乳の区画・設備 <input type="checkbox"/> その他 ()
			F A X			
5			電話			<input type="checkbox"/> おむつ替えの設備 <input type="checkbox"/> 授乳の区画・設備 <input type="checkbox"/> その他 ()
			F A X			
6			電話			<input type="checkbox"/> おむつ替えの設備 <input type="checkbox"/> 授乳の区画・設備 <input type="checkbox"/> その他 ()
			F A X			

様式第3号（第4条関係）

江南市赤ちゃんの駅登録通知書

年 月 日

様

江南市長

印

年 月 日付で申請のありました江南市赤ちゃんの駅について、次のとおり登録したので通知します。

フリガナ	
施設名称	
所在地	〒
利用可能日及び 利用可能時間	利用可能日 月・火・水・木・金・土・日 利用可能時間 時 分 ~ 時 分
登録内容	<input type="checkbox"/> おむつ替えの設備 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 授乳の区画・設備
備考	

様式第4号（第5条関係）

江南市赤ちゃんの駅登録変更・廃止届

年 月 日

江南市長

申請者 住 所
施設名
代表者名

印

1. 内容を以下のとおり変更したいので届け出ます。

変更時期	年 月 日 から	
変更理由		
変更内容	変更前	変更後

※提供場所が変更になる場合は、平面図・位置図等、場所がわかる物があれば添付してください。

2. 赤ちゃんの駅の登録を廃止したいので届け出ます。

廃止時期	年 月 日 から
廃止理由	